

# 建築士法第23条の6の規定による設計等の業務に関する報告書（記載例）

第六号の二書式（第二十条の三関係）（A4）

## 建築士法第23条の6の規定による 設計等の業務に関する報告書

（第一面）

建築士法第23条の6の規定により、設計等の業務に関する報告書を提出します。この報告書の記載事項は事実に相違ありません。

山形県知事 殿

令和〇年〇月〇日

（2級）建築士事務所（山形県）知事登録（2712）第 1111 号

所在地 山形市松波二丁目〇番〇号

電話 023（〇〇〇）〇〇〇〇 番

建築士事務所の開設者の氏名又は名称

株式会社 山形建太郎建築

代表取締役 山形 建太郎

〔記入注意〕建築士事務所の開設者が法人である場合には、法人の代表者の氏名も併せて記載すること。

### ！業務報告書の提出について！

- 業務報告書は事業年度終了後3カ月以内に提出が必要です。
- 個人開設の場合の事業年度は1月1日から12月31日までです。
- 建築士事務所としての業務実績が無くても毎年提出が必要です。
- 報告の前に変更届（所在地・役員・管理建築士・所属建築士）や定期講習（所属建築士・構造設計一級建築士・設備設計一級建築士）の受講状況等再確認しましょう。

# 建築士法第23条の6の規定による設計等の業務に関する報告書（記載例）

（第二面）

## 様式・記載項目はありますか？

「委託者」の項目があるものや「建築物の所在地」となっているものはこの報告書の様式ではありません。

建築士事務所の業務の実績

## 報告する事業年度以外のもは含まれていませんか？

年度をまたぐ物件は、両方の年度に記載してください。

（例） 山形県 共同住宅 鉄筋コンクリート造 五階建延 700 m<sup>2</sup> 設計及び 工事監理 平成 27. 12. 1 継続中

建築物所在地 都道府県	建築物の用途	構造及び規模	業務内容	期 間
山形県	共同住宅	鉄筋コンクリート造 五階建延 700 m <sup>2</sup>	設計及び 工事監理	平成 27. 12. 1 継続中
山形県	事務所	鉄筋コンクリート造 二階建延 280 m <sup>2</sup>	設計	平成 27. 12. 1 継続中
宮城県	専用住宅	木造二階建 延 180 m <sup>2</sup>	設計及び 工事監理	平成 27. 11. 1 H28. 8. 20 予定
山形県	店舗	鉄筋コンクリート造 150 m <sup>2</sup> 改築	改築の 工事監理	平成 27. 7. 1 27. 8. 30

## 建築物の用途以外の情報が含まれていませんか？

閲覧に供される書面です。「〇〇様邸」等の用途以外の情報は記載しないでください。

## 構造及び規模について 下記（1）参照

## 業務内容について 下記（2）参照

## 実績が無い年度の記載は？

「〇年度、実績なし」と記載してください。第四面も同様です。

### （1）「構造及び規模」の記載方法

- <新築の場合> 建築物全体の構造・階数・延べ床面積を記入
- <増築等の場合> 増築等の部分の構造・階数・延べ床面積を記入
- <混構造の場合> 全体の構造・階数・延べ面積の他、  
構造毎の床面積を記入

混構造の記入例

木造一部鉄骨造 2階建て 300 m<sup>2</sup>  
(W 200 m<sup>2</sup>・S 100 m<sup>2</sup>)

※特に二級・木造建築士事務所の場合、その資格で業務を行うことができる構造・規模の範囲であることがわかるように記載願います。

### （2）「業務内容」の記載方法

- 以下の該当する業務を選択し、記入してください。なお、設計又は工事監理に付随して行われるその他の業務については、設計又は工事監理に含まれることとし、記入する必要はありません。  
設計・工事監理・契約事務（建築工事契約に関する事務）・指導監督（建築工事の指導監督）・調査鑑定（建築物に関する調査若しくは鑑定）・手続代理（建築物の法令等に基づく手続の代理）
- 新築以外の場合は、工事種別（増築・改築・大規模修繕・大規模模様替等）を記入してください。 例）「増築の設計・工事監理」、「設計・工事監理（改築）」

建築士法第23条の6の規定による設計等の業務に関する報告書（記載例）

（第三面）

所属建築士名簿

**管理建築士講習ではありません。**  
所属建築士の定期講習の年月日を記載ください。

氏名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及び管理建築士である場合にあっては、その旨	登録番号	登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)	建築士法第22条の2第1号から第3号まで定める講習のうちのものを受けた年月日	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合には、その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付年月日	建築士法第22条の2第4号及び第5号に定める講習のうちそれぞれ直近のものを受けた年月日
山形 建太郎	二級建築士 管理建築士	〇〇〇〇	山形県	H25. 10. 18			
最上 住子	木造建築士	△△△	山形県	H25. 3. 25			
置賜 建市 (H27. 9. 30 退職)	一級建築士	*****		H26. 9. 20	構造設計一級建築士	□□□	H25. 12. 7
庄内 住太郎 (H27. 10. 1 所属)	二級建築士	□□□□□	宮城県				
		計 4 名					
					一級建築士	1	名
					二級建築士	2	名
					木造建築士	1	名
					構造設計一級建築士	1	名
					設備設計一級建築士		名

注目！

管理建築士の記載は  
していますか？

**受講期限の確認をしてください！**  
所属建築士は前回受講から3年度以内、又は合格から3年度以内が受講期限です。  
前回の受講日が年度末の方、要注意です。（この方の場合にはH24年度受講なのでH27年度末が受講期限です。）

**報告年度内に所属していた建築士はすべて記載してください。**  
年度内に新たに所属した方、又は退職・異動等により所属から外れた方は、その年月日を氏名の下に記載してください。

**二級・木造は登録県の記載をお忘れなく！**

**こちらも定期講習です。**  
構造設計又は設備設計一級建築士の方は忘れずに確認ください。

**まだ受講していない場合の書き方は？**  
合格から3年度以内の方、又は所属してから間が無い方で、定期講習をまだ受講したことが無い方の場合、空欄で構いません。ただし、窓口や電話で確認をさせていただく場合がございます。  
**合格から3年度が経過している方で、所属建築士になった方は速やかに受講して下さい！**

**人数はありますか？**  
この名簿に記載した人数と一致するよう記載ください。年度内新規所属の方と年度内に所属から外れた方を含む人数です。

# 建築士法第23条の6の規定による設計等の業務に関する報告書（記載例）

（第四面）

**様式・記載項目はありますか？**

「委託者」の項目があるものや「建築物の所在地」となっているものはこの報告書の様式ではありません。

2 [例]

国土 太郎

形県

共同住宅

鉄筋コンクリート造  
五階建延 700 m<sup>2</sup>

設計及  
び工事  
監理

平成  
19. 2. 1  
19. 10. 3

所属建築士の業務の実績

における業務の実績を記載してください。

**第二面との整合性はとれていますか？**

第四面は第二面の業務について、従事した所属建築士毎に記載するものです。第二面の内容と一致しているかよく確認してください。

所属建築士の氏名	建築物所在地 都道府県	建築物の用途	構造及び規模	業務内容	期 間
山形 建太郎	山形県	事務所	鉄筋コンクリート造 二階建延 280 m <sup>2</sup>	設計	平成 27. 12. 1 継続中
最上 住子	宮城県	専用住宅	木造二階建 延 180 m <sup>2</sup>	設計及び工 事監理	平成 27. 11. 1 H28. 8. 20 予定
置賜 建市	山形県	店舗	鉄筋コンクリート造 150 m <sup>2</sup> 改築	改築 工事監理	平成 27. 7. 1 27. 8. 30
庄内 住太郎	実績なし	(第二面と同様)			
<p><b>業務を行った所属建築士の方の資格要件を確認してください！</b>                      一級建築士事務所であっても、二級・木造建築士の方は一級でなければできない用途・構造・規模の建築物の設計等を行うことはできません。作図のみ等の補助業務として携わった場合は業務の実績に含まれませんので、記入しないでください。</p>					
<p><b>その他、第二面の注意事項を確認してください。</b></p>					

# 建築士法第23条の6の規定による設計等の業務に関する報告書（記載例）

（第五面）

## 管理建築士による意見の概要

〔記入注意〕

当該事業年度における直近のものから順次記入して下さい。

管理建築士の氏名	建築士事務所の開設者に対して述べられた意見の概要	当該意見が述べられた日
山形 建太郎	なし（開設者と同じ）	

**個人に関わる情報が含まれていませんか？**  
 閲覧に供される書面です。「〇〇様邸の工事契約において～」等の情報は記載しないでください。  
 技術的観点から、建築士事務所の業務が円滑かつ適正に行われるよう（法第24条第3項）、開設者に述べた意見を記載してください。また、意見を述べた実績が無い場合もその旨記載してください。